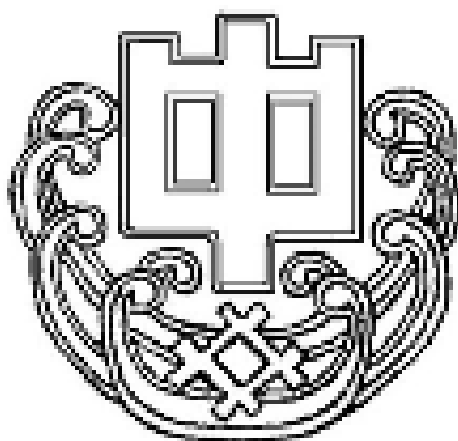


令和6年度
井波中学校 いじめ防止基本方針



本校では、以下のとおり「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本方針に則り、生徒の健全な育成に努めて参りますので、保護者・地域の皆様には何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

南砺市立井波中学校

◆令和6年度 井波中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

いじめの防止等の対策は、「いじめは、いつでも、どこでも、どの生徒にも起こり得る」との危機意識と「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、市教育委員会、その他生徒の教育に関わるすべての者が連携し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。本校では、学校がすべての生徒にとって安心安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってははいけません。

3 学校及び教職員の責務

井波中学校の教職員は、基本理念に則り、保護者、地域住民、市教育委員会及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止対策に全力を挙げて取り組みます。また、いじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処し、被害にあった生徒に寄り添い、守り通します。

4 組織体制（「いじめ対策委員会」）

(1) 構成員

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他関係教職員
※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生児童委員、保護司）の方々を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的な計画の作成・実行・評価・見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

5 いじめの防止対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという危機意識をもち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 安心して過ごせる環境づくりと生徒理解

- ・人権感覚やいじめ問題に関する基本的認識を高める校内研修を行います。

- ・教師自身が範となり、思いやりのある言語活動と人間関係づくりを心がけます。
 - ・一人一人の心と生活に目を向け、学習や生活に必要なルールの指導に努めます。
 - ・共に認め合い、一人一人のよさが発揮される「楽しい学級」づくりを進めます。
- ② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成
- 「いのちの教育」の視点から
 - ・充実感や達成感を味わえる「分かる・できる授業」づくりに努めます。
 - ・「特別の教科 道徳」と学級指導の充実を図り、思いやり・協力、生命尊重の心情を育む、
 - ・コミュニケーションのとり方を学ぶ体験学習を積極的に行います。
 - 生徒が主体となる取組の充実
 - ・生徒会が年間目標達成を目指して取り組む活動や、委員会活動、学年・学級活動を支援し、活気ある明るい校風づくりを促します。
 - ・仲間や地域のために行動する「ボランティア活動」を工夫・充実し、積極的な参加を促します。
 - ・楽しさの共有と仲間意識を高める学校行事や集会活動を工夫します。
- ③ 家庭や地域等との連携
- ・保護者や地域からのささいな相談等にも、常に誠実な対応を心がけます。
 - ・学校での生徒の頑張る姿を積極的に伝え、日常的な情報交換に努めます。
 - ・「ノーメディア生活力アップ強調週間」（小中合同）、学年懇談会等を通し、地域と家庭が一体になって、基本的な生活習慣と社会性の育成を図ります。
- ④ 校内生徒指導委員会
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭の構成員のもと、週に1回の生徒情報交換を行い、いじめの未然防止に努めます。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、早い段階から積極的に関わります。また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

- ① 日常的な観察
- ・活動の始まりと終わりの時間を守り、常に生徒と共にあって、見届けます。
 - ・朝や帰りの挨拶、健康観察、教室環境の整理・点検、生活ノート等のチェック等、定点観察を確実に行います。
 - ・様子に変化が感じられる生徒には積極的に声をかけ、安心感をもたせます。
 - ・教職員間で生徒一人一人や学級集団の状況を共有し、協力して早期の指導に生かせるよう、風通しのよい職員室づくりに努めます。
- ② アンケート調査
- ・教育相談週間（年2回）に合わせた「悩み調査」や、保護者・生徒対象の「いじめアンケート」（年3回）を実施し、生徒の悩みや被害等の把握に努めます。
 - ・「Q-U調査」を活用し、生徒一人一人が楽しく学校生活を送ることができるよう努めます。
- ③ 教育相談
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもち、「いつでも、誰にでも」相談しやすい環境づくりを図ります。
 - ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えます。
 - ・教育相談週間、チャンス相談等、個別にコミュニケーションをとる場面を多く

設けます。

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スタディ・メイト、適応指導員、「なんとっ子まなびサポーター」との連携を図りながら、組織的な対応に努めます。

(3) いじめへの早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネットいじめ、ネットトラブルの現状と対策に関する校内研修を行い、教職員の指導力・対応力を高めます。
- ・デジタル・シチズンシップ教育の充実に努め、SNSの危険性を学ぶ学習会や利用ルールを考える集会を行います。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生

徒に指導するとともにその保護者に連絡するなど、直ちに対応します。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) 「いじめ解消」状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月間)
- ・被害生徒がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 重大事態への対処

- ・直ちに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報し、それらと連携して対応を進めます。
- ・被害生徒の状況の解消と復帰支援、及び加害生徒の更正を中心に市教育委員会と協議します。



6 年間計画

月	取 組	
4	・いじめ対策委員会①(今年度の重点・方針) ・生徒会年間計画(今年度の活動方針)	
5	・校内研修(いじめ問題の基本理解と生徒理解) ・悩み調査・教育相談週間①	
6	・いじめアンケート① ・Q-U調査	ノーメディア生活力アップ強調週間①
7	・いじめ対策委員会② ・学校評価(中間)	
8	・学校評価(中間)の結果集計と考察	
9	・校内研修(事例研修)	
10	・いじめアンケート②	ノーメディア生活力アップ強調週間②
11	・悩み調査・教育相談週間②	
12	・いじめ対策委員会③ ・学校評価(年度末)	
1	・学校評価(年度末)の結果集計と考察	
2	・いじめアンケート③	ノーメディア生活力アップ強調週間③
3	・いじめ対策委員会④(次年度の計画立案)	

7 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。